公立図書館における「社会教育」をめぐる 議論・見解に関する研究: 1950 年代~1970 年代を中心に

石橋 豊之

● 要約

【背景】公立図書館と社会教育をめぐる議論等は社会教育法・図書館法がそれぞれ成立した戦後も断 続的に起きている。一方でこの要因について詳細に調査したものは少ない上、図書館側の視点に立っ ているものに限られている。

【目的】図書館法成立(1950)から生涯学習概念が導入される以前の1970年代までの公立図書館におけ る社会教育をめぐる議論及び見解に着目し、それらを調査・分析し具体的な論点および要因等に関し て考察する。

【手法】本稿では文献調査を採用する。対象としては当該年代の図書館系・社会教育系雑誌の記事で ある。対象となった雑誌記事の件数は94件である。また、一部関連する図書や論文についても調査も 実施する。

【結果】議論や見解については大きく①社会教育あるいは教育という概念、②組織的な教育・学習、 ③社会教育行政及び公民館の3点に関するものに絞られる。

● キーワード

公立図書館

社会教育

図書館史

公民館

1. 研究背景

図書館、特に公立図書館については教育基本法・社会教育法、そして図書館法によって社会教育施設と下記の通り規定されている。各法律はこれまで数回改正されているが、この規定は現在まで残っている。

図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及 び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄 与することを目的とする。

社会教育法

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

このように両者は法的に密接な関わりがある。一方で、公立図書館と社会教育をめぐる議論等は、 後述するが1934年の「附帯施設論争」以降続いている。「附帯施設論争」自体は第2次世界対戦前(以 下、戦前)のものであるが、前述した両法が成立した第2次世界対戦後(以下、戦後)に関しても続いて いる。

2. 研究目的

そこで、図書館法成立(1950)から生涯学習概念が導入される以前の1970年代までの公立図書館における社会教育をめぐる議論及び見解に着目し、それらを調査・分析し具体的な論点および要因等に関して考察する。

3.先行研究

図書館と社会教育の関係に言及している研究として塩見昇のものがあるい。塩見は、「図書館と教育」関係論のこれまでを概観したうえで、生涯学習において図書館が果たす教育機能に関して考察している。

戦後に関しての考察をみると、戦前における社会教育が国民思想善導に利用され、図書館もまたその役割を担ったことが戦後においても両者の関係に影響を与えている点を指摘している。ただし、1950 年代~1960 年代にかけて実際に図書館の行っていた活動自体は、戦前の流れを汲む不読者層を対象とした読書運動や読書指導といった社会教育的な活動が中心であった。しかし、『市民の図書館(1970)』とそれを基調とした実践によって「指導=教育」という図書館の教育機能論はカゲを薄めたと述べている。また、生涯学習に果たす図書館の教育機能として、1.読みを支える資料提供、2.学びのための情報提供、3.読みを共有し、深め、創造する機会との場の提供、4.生きる力として読み、調

188 | 稚内北星学園大学

べる能力の獲得を援助、5.文化活動の企画と機会の提供、6.「市民の大学」としての学習・資料セン ター、7.学びの場への資料提供を挙げている。このように基本的に資料および学習機会の提供を主と している。

山口源治郎は、図書館や社会教育に関わる法制度や政策を中心に図書館と社会教育の関係について 述べている②。図書館と社会教育の関係が単に図書館法成立過程において論じられたのではなく、以 降の法改正や図書館サービスのあり方などについて論じられる際にも現れる問題となっている点を指 摘している。つまり、公立図書館と社会教育の関係をめぐる議論が現在に至るまで続いていることが 示唆されている。

そして塩見、山口両者に一致している見解として、戦前において社会教育が国民思想善導に利用さ れ、図書館もまたその役割を担ったことが戦後においても両者の関係に影響を与えている点を指摘し ている。一方で、戦後初期における図書館の活動は読書運動や読書指導といった社会教育的な活動で あった。ただしこうした活動は1960年代~1970年代において図書館の実践の中心は資料提供へと変 化した。特に、山口は『中小都市における公共図書館(1963)』(以下、中小レポート)によって戦前からの 社会教育の流れを克服したと指摘している 両者とも戦前・戦中において社会教育が国民思想善導の 方法として用いられ、社会教育施設であった公立図書館が利用されたという過去の影響を指摘してい る。ただし、図書館の本質的機能を資料提供であるという戦後公立図書館の正史に則っており、社会 教育側の見解が見受けられない。

そのため社会教育側の見解や議論を含め、それらを俯瞰した上で要因等を詳細に調査する必要があ ると考える。

4. 附帯施設論争について

図書館と社会教育の間で最初におきた軋轢としては 1934 年の附帯施設論争がある。本稿では戦後 を中心にみるが、この附帯施設論争は戦後以降にも影響を与えているため概観する。

これは、当時石川県立図書館館長であった中田邦造と文部省の官僚であった松尾友雄の間でおきた 論争である。この論争は、1933 年に図書館令が改正され、下記の第1条が問題提起されたことをきっ かけとするものである。この規定の第2項の解釈をめぐって起きたのが附帯施設論争であるい。

第一條4

圖書館ハ圖書記録ノ類ヲ蒐集保存シテ公衆ノ閲覧二供シ其ノ教養及學術研究ニ資スルヲ以テ目的 トス

圖書館ハ社會教育ニ関シ附帯施設ヲ爲スコトヲ得

これに対し中田は図書館雑誌上で「図書館員の拠って立つところ」と題し次のように述べている「๑」。 まず新しい図書館令の第1条について相当研究の余地があると指摘している。中田はこの条文から何 が読み取れるかという点を問題視している。第1項を図書館の本務とした場合には、第1項が本質的 な社会教育と見なし、第2項は第1項に関する附帯的な事業をも認めると解釈することができうる。

一方で、第1項を社会教育ではなく単純に閲覧者の自学自習を援ける別途の仕事と見なすと、第2項 にて社会教育的な活動も附帯事業として認めているという解釈もできると述べている。そのため、" 一体附帯事業とは何事を意味するものであるか。図書館令の第1条に書かねばならぬ程の大問題でで もあることか。それほどの問題をやってもやらなくてもよい附帯事業と見做させる本務の正体は何で あるのかその辺私には一向理解ができない"と述べている。また、中田はまとめとして自らが考える社 会教育について次のように言及している。

> 社会教育は自己教育力を喚び覚さんための努力に他ならぬ。関はる事の大小種別は問ふと ころでない、人生教育、技術教育皆同様である。社会教育の完成、学校教育の終了それは 自己教育力の発現を見届けることなしには口にすることのできない言葉である。

また、中田は実際に社会教育をどう行うべきか、その内容にいたっては今日では全く無政府状態で あると指摘し、当時の日本の図書館界においても図書館における社会教育に関する研究があまりにも 乏しいと述べている。そこで、図書館による社会教育原典なるべきものを日本図書館協会から編纂さ れるようにと、第27回全国図書館大会で提案され決議を得たとも述べている。

そのため後述するが、附帯施設論争によって生まれた成果として『図書館社会教育調査報告』があ る。しかし、附帯施設論争が起こる前から、図書館における社会教育のあり方に関して中田が問題意 識を持っていたことが分かる。

こうした中田の主張に対し、文部省の松尾は個人の見解ではあるとしながらも「図書館令第一条第 二項」と題して次のように述べている(v)。 松尾はこれまでの社会教育行政の方針は、町村などの人口 が少なく、財政が貧弱である自治体に対しても図書館や博物館といったように社会教育施設に関して 個々別々に分立的に普及を図ったと述べている。しかし実際に町村の財政はそうした分立的普及を許 さず、また人口の少ない地域においては分立的普及を要求していないと指摘している。ゆえに、町村 のような人口の少ない地域に対しては、社会教育館というような建造物が法令で認められ、全面的に 社会教育を実施する制度を布くことが適当な措置ではないだろうかと提案している。そして図書館令 第1条第2項の理想実現への第一歩を踏み出したものと主張している。改正令によって図書を通じて という限られた手段をもって社会教育を実施していた図書館に対して、図書館は地方の実情に合わせ て適宜他の手段を用いて民衆の向上発展を図るべき職能を持たしたと述べている。そして中田の上述 した主張に関しては"遺憾ながら制定の趣旨と齟齬するものである"と述べている。 また、「第1項を社 会教育ではなく、単純に閲覧者の自学自習を援ける別途の仕事と見做すと、第2項にて社会教育的な 活動も附帯事業として認めているという解釈もできると述べている」という点に関してはあまりにも 偏狭な解釈を下していると批判している。そして"公衆に対する教育作用を社会教育に非ずとするなら ば、我々はまた何をか伝はんやである"と述べている。

松尾の主張に対して中田は「図書館令第一条の再吟味」と題して反論を行っている句。中田は、図 書館による社会教育的働きに関しては、どこまでも積極的に能動的に多面的に考えており、いかなる 時においても図書館が図書館であることを念頭においているとしている。そのため市町村に社会教育 館が生まれることは望ましく、場合によっては図書館が社会教育館の一部に取り入れられ附帯設備の

ごとくなっても差し支えないとさえ思うと述べている。しかし、その場合是非必要なこととして、"図書を通じて人心の底にふれるような図書館的働が行はれ且つ発展して行くといふことである"と主張している。そのため、松尾が言うような"柔剣道や民衆娯楽に使ひ得る程部室や人手に余裕ができても、図書を通じての機能が遺憾なきまでに活気を呈し得ないならば、我々図書館員としては、人類文化の大きな動きを前にして道草を食ってることに対し、決して衷心の満足を表すことができない"と述べている。

松尾も上述した中田の主張に対して「図書館の附帯事業に関する見解の対立」と題して反論を行っている(®)。松尾は中田が、自分の図書館の職能に対する見解を図書館の本務を忘れ、図書と関係のない社会教育事業を主として図書館に実施させようとするもののように考えて批判しているとしている。前号で掲載した自身の論文は図書館の附帯事業について述べたのに対し、中田はそれを図書館の本務である第1条第1項について述べたと勘違いしているのではないかと述べている。そして松尾は図書館の本務に関しては中田の主張に対して異見を持たないとも述べている。

一方で、中田との見解の相異点に関しては、図書館令第1条第2項に対するものであると述べている。松尾はこれまでの中田の主張を"図書館の職能は法令に於て定まるものではなく図書館において先天的に存在"しているため、図書館員はそれを認識し、その認識の上にたって働けば良く、その職能は図書の閲覧を離れてはならないと捉えている。これは、法令無視の根底に立って図書館の職能を自己の独断で創造しこれを他へ肯定させようとするものであるとして非難している。そして松尾は結語として、"我々は国家の意思たる法令に従って活動すればよいのである。法令に従ふが故に法文の解釈をハッキリ知る必要がある"としてその解釈は"国家の行政方針に合致したものでなければならぬ。"とし、これは図書館のみで考えてもわからないもので、行政的見地からも考える必要があるとしている。自らの見解を行政的な見解とし中田の見解を図書館のみの見解とみなしているように思われる。

中田と松尾の直接的な議論は上記で終わっているが、その後は中田の提案のもと図書館社会教育調査委員会が設置され、図書館雑誌上でも「図書館社会教育に関する諸提案」と題し、第1次案が掲載されているり。次にそこででた意見を参考にした、第28回全国図書館大会に際して各委員が集会凝議を経てだした結論を「図書館社会教育の意義目的並に其範囲に属すべき事業の種類」としてまとめている(10)。その後「図書館社会教育に関する諸提案」の第2次案(11)、第3次案(12)を経て、第31年9号に「図書館社会教育調査報告」を掲載している(13)。なお、この報告をみると論争の主要人物であった松尾に関して理由は不明であるが、中途離任していることが分かる。この報告では附帯施設に関しては「附帯事業」という項目として記述されている。附帯事業を直接附帯事業と間接附帯事業の2種に分けている。直接附帯事業は"図書館固有の職能を助成促進することに役立つ各種の施設を指す"としている。そのため"図書又は読書と何等かの関連を有するものではなければならない"としている。一方で間接附帯事業に関しては"事業それ自体の性質は本来図書館固有の職能に関係を有するものではないが、ただ図書館内の設備を利用し或は館員の余暇余力を割いて、何等かの社会的貢献をなさんとするところの諸施設、諸行事を謂ふのである"としている。

中田と松尾を中心として行われた附帯施設論争は『図書館社会教育調査報告』を以って一応の決着がついた。

以上が附帯施設論争の概ねの流れである。

なお、この附帯施設論争自体は複数の研究者等によって論じられており、福永義臣(14)のように中田 を評価しているものもあれば佃一可(15)や佐伯信男(16)のようにこの論争に限れば中田よりも松尾を評 価しているものもある。

佃は中田に対して当時の知識人にありがちな3つの問題点を持っていたと指摘している。

文字言語=図書による学習が最も正しい人格を完成させ、言葉や映像、音声による学習を 一段低くみる教養主義をもち、社会教育活動における団体活動や、講演会、展覧会などに よる集会学習、映画、ラジオ等の媒介による学習活動を評価できない体質を持っていたこ とである。自己教育力、すなわち、主体的に学ぶ意志、態度、能力は、読書以外の活動か らも身につくはずである。

図書館が図書を通じて「知識を供給する」といっても図書を与えられたからといって、民 衆がただちに自己教育力を発揮するには至らないということである。「青少年文庫」の利 用者たちは、図書が難しいため来館の度に図書を換えるというのが実状であって、中田の 描く図書館の理想と青年たちとの現実には大きな乖離が見られた。

自己教育力は学習者が成長するにしたがって、その能力を発揮させるものである。にもか かわらずその前提となる家庭での言語習得や小学校での基礎的リテラシーへの思いに至ら ない。図書館機能への固執する思考は他の教育機能との連携を開げ、社会の様々な教育機 能との相互作用や連続性を閉ざしたものになっている。

一方、松尾に対しては中田と比較して教育体系に関する論が整理されていると指摘している。また、 中田との論争を通して松尾の構想は発展し公民館の母胎となると述べている。

佐伯は松尾に対して"まことに幼稚ながら「他の教育機関と協力し図書館利用地域内の民衆に対して 全面的に協力する」など「教育指導は組織的に之を実施する」と説いて、各種教育施設の連携、さま ざまな教育機能の統合の発想に接近している"と評価している。一方中田に関しては、"その人格教養 主義の姿勢から、青少年文庫のリーダーの「実務と読書を関係づけられない」という悩みを黙殺して しまった"といった点について批判を行っている。ただしこうした佐伯の主張に関して山口(ir)は松尾 の理論は"露骨な国家主義に彩られ、しかも図書館機能の解体をも含むものであった"と指摘している。 そのため、佐伯が評価している統合というものは、松尾が考える解体をいうのかと指摘している。

上述したように、この論争をめぐる議論自体も完結していない。附帯施設論争に関する評価は分か れており、一概にどちらが正しいとは言えない。加えて『図書館社会教育調査報告』に関しても、理 論としては出来上がったものの、実践にはあまり適用されていないなどの問題もあった。

図書館員と文部省の対立および社会教育施設の複合化という問題自体は、現在にも通じる問題では あるが、本稿では戦後を対象としているため、この論争に対する評価はここでは行わない。

5.手法

本研究では文献調査を採用した。対象としては当該年代の図書館系・社会教育系雑誌の記事である。 また、一部図書や論文についても調査を行った。

192 | 稚内北星学園大学

雑誌記事に関しては「CiNii Articles」「NDL Search」を用いて関連記事を探すのに加えて目視による調査も行った。対象とした雑誌記事に関しては94件であった。ただし、これらの記事の多くは図書館関係者のものとなっている。そのため社会教育関係者の意見は図書館関係者のものと比較すると少ない。

6.調査結果

調査の結果、議論や見解については大きく「社会教育あるいは教育という概念」「組織的な教育・学習」「社会教育行政及び公民館」の3点に関するものに絞られる。以下、それぞれについて述べていく。

6.1 社会教育あるいは教育という概念

図書館法成立初期の1950年代に多く論じられている。特に図書館は教育機関か否かという二元論が多い。要因として、先行研究でも明らかになっているように図書館法の成立過程において、先んじてできた社会教育法に図書館は「社会教育のための機関とする」という条文を付け加えられたことが影響している。しかし、社会教育行政側の視点に立てば、当初図書館、博物館を含めた総合社会教育法の成立を目指しながらも、それを図書館関係者の反対によって阻止されたというのも一つの事実であるう(18)。

そして以降、図書館は社会教育機関であるかという議論が起きている。特に香川県立図書館長等を歴任した椎名六郎は私見であるとしながらも、教育基本法、社会教育法からあらわれる図書館の本質は一つの教育機関であり、さらに社会教育の施設になっている。しかし、"社会教育法における社会教育の意味が甚だ明確を欠き曖昧"であり、図書館は社会教育でもあるが、教育という範疇に入らない部分があると主張している。そのため図書館を社会教育の施設と限定していることに疑問を呈している19。また、こうした要因としてこれまでの図書館は教育部分しか行っておらず、非教育部分の活動があまり見られなかったと述べている。そのため今後は非教育部分(椎名は特に information center としての図書館を挙げている)を強化していく必要があると主張している(20)。椎名は、図書館自体は「社会教育の精神に基づき」を削り「国民の教育と文化の発展」を「国民の文化と社会の発展」に改めるよう日本図書館協会の図書館法改正草案に関する委員会で提案している(21)。

熊本県立図書館長等を歴任した蒲池正夫は、図書館を文化機関として捉えている。一方で社会教育の枠組みに図書館が入っているため市民にとって図書館のイメージが教育というもので固まってしまっている。こうした誤ったイメージを変えていく必要があると述べている(22)。蒲池はこの記事において読書運動等の活動にも触れており、これらの活動が図書館のイメージを変えていくと考えており、こうした活動は社会教育的でありながらも評価していたことが窺える。

同様に教育という視点からみる問題として下記のように述べている「23」。

民衆のコミュニケーションの系列を社会教育という行政系列ですい上げていこうという考え方の中には、民衆のコミュニケーションの発展の方向をずらすおそれがあるものが伏在するとともに、社会教育の系列というチャンネルを通してのみ図書館が民衆に接触することを要求することの中には、図書館を現実の社会生活とくに政治経済の現実の課題から疎

6.2 組織的な教育・学習

『中小レポート』『市民の図書館』の 2 冊の刊行による影響が考えられる。この 2 冊以前の図書館の中心的な活動は戦前からの流れを持つ組織的な活動である読書運動であった。実際に 1950 年代では社会教育系の雑誌においても読書運動の実践報告 24 や方法論に関して言及しているものが存在する 25 。刊行以降は「貸出サービス」が中心となり『市民の図書館』では個人貸出を重視しており、こうした流れは現在まで続いている。上記 2 冊の登場は、図書館の機能を組織的なものから個人へと変化させたと言えるだろう。

一方で、図書館関係者の中には読書運動の重要性を指摘している者もいた。代表的な人物として、 上田市立図書館長を歴任した平野勝重がいる。平野は、『中小レポート』以降図書館の本質的な役割と して日野市立図書館長であった前川恒雄らが資料提供を掲げる中で、社会教育を掲げている(26)。平野 は、住民がその人間形成を望ましい方向に統御しようとすることを自己教育活動としている。そして 公共図書館は住民の自己教育を守り育てる役割を社会教育的機能とし、図書館の本質的機能でなけれ ばならないとした。

平野は前述した『図書館社会教育調査報告』の内容を踏まえた上で、図書館における教育者は図書館員であり、被教育者を地域住民として捉えている。ここでいう地域住民は戦前のように自己を教育する能力が不足している人々ではなく、自己教育の能力を有しながら自己教育を行おうとしない人々を指している。図書館員は住民の読書体験(思考形成過程)に積極的に関与してくことに図書館の社会教育的機能を見るべきで、そのために優れた組織能力を持つ必要があるとしている。また、資料の収集は社会教育活動に必要なものとして行われるべきであり、収集には選択がともなう。選択とは教育的行為に他ならず、資料収集は何よりもまず図書館の教育的機能として理解しなければならない、ともしている。

そして住民の自己教育活動を守り育てるための基礎的な図書館活動として読書運動を位置づけている。読書運動を住民とともに展開することで自己教育への要求を呼び覚まし、強いものにし、持続性のあるものにしなければならないとしている。こうした読書運動が母体となり小集団による学習会、研究会、読書会などが生まれてくるように図書館は運動を進めていくことが求められている。

平野は、住民の自己教育活動を守り育てるための大切な図書館活動として、地域社会の中にある各種の文化団体・学習集団への資料を提供することを挙げている。なぜならば団体・集団はほとんど図書館に資料を求めていない。図書館もこれらの団体・集団から孤立している場合が多く、図書館がそれらから孤立した時、その機能は未来にむかって高められていかないと平野は指摘している。そのため"責任は団体・集団の側にあるのではなく、かれらの要求を把握し、その要求に答え得る資料を収集整備し、かれらの中へ資料の存在を伝達することを怠っている図書館に責任がある"としたうえで"資料の提供という行為には直接的な教育主体としての図書館は存在しないが、社会教育的機能、当然、間接的な教育主体としての館員の存在によって、より高められていくのである"と述べている。

上記は 1969 年に『図書館雑誌』上で「公共図書館の社会教育的機能」と題した特集の中での平野の理論をまとめたものだが、この際には平野の他にも前川らが論じている。同年、平野は『図書館界』

においても同様の記事を書いているが、その際には前川らがこの特集で論じた内容に対する批判もしている。前川は読書普及のための最も基本的な方法として図書の提供をあげ、また、図書の質を高めることで市民の読書水準を高め図書館利用の増大という量にも表れるというものであった27。これに対し平野は、前川は読書普及と読書の向上を極めて楽観的に考えているのではないかとし、また「資料提供」を過大に評価しているのではないかとも指摘している(28)。平野は地域住民が図書館を利用せずとも読書をしていることから図書館の図書の利用率の向上や貸出冊数の増加が読書普及ではないとも述べている。そして図書館の図書の利用者が増えることは地域住民の読書方法を少し変えることにはなろうが、読書率の向上にはほとんどなり得ないと指摘している。

こうした平野の理論に対して天満隆之輔は資料提供の機能を静態的に捉えており、資料提供のもつ ダイナミックな働きがかくされている点を指摘している(20)。

他方で、平野は 1972 年に全 5 回にわたり自らの図書館における実践を朝日ジャーナル上で論じている(30)。特徴として、朝日ジャーナルという一般雑誌上で掲載している点、そして主婦の読書運動や創作活動が中心という点である。平野はこの掲載の一部に"公共図書館の社会教育的機能は、資料提供の機能とともに、住民の自己教育を守り育てる活動を積極的に展開するなかで、正当に認められなければならない"としており、資料提供を社会教育機能として捉えている。そして図書館の社会教育的機能の最も重要な側面として、人と本を深く結びつけることであると述べている。このように、平野も読書指導等の活動=社会教育機能としてみなしていたわけではなく、その機能を果たすために、資料提供の重要性を理解していた。また平野は、読書会などで図書館員が使用するテキストの選択を依頼される場合に、そのグループの読書歴や問題意識の所在などに考慮しての価値行為になるとして、読書会などの小集団に対する資料提供は「助言」をともなう行為を通してより深く資料を読書に結びつける役割を持つとも述べている(31)。このような資料提供が図書館における社会教育的機能として捉える必要があるとも述べている。

6.3 社会教育行政及び公民館

この点については、戦後の社会教育行政が公民館の設置を優先したことで図書館の発展が遅れたことに起因している。公民館に対する図書館側の批判は図書館に対する公民側の批判と比較しても多い。 椎名は図書館法改正の機会に公民館と図書館の関係を対決しなければならないとも主張している (32)。これは"公民館が占領軍の遺産であることは、かくれもない事実"であり、"図書館と公民館とを法の上から見ると、その業務が重複している部分が多い"と述べている。公民館の特色としては集会活動が挙げられるが、図書館が集会活動を奨励すれば、図書館が公民館活動を行うことができるとしている。実際に公民館が図書館の役割を果たしているものもあり、また図書館が公民館活動をしているのも相当多いが、公民館活動ではその資料がなければ大した発展は望めないと述べている。そのため、"公民館を図書館法の同種施設の中に入れ"るというように公民館を将来的に図書館に育成していけばよいと論じている。

雑誌記事ではないが、『図書館の発見:市民の新しい権利(1973)』では次のように公民館に対して批判的な見解を示している(33)。本書では、戦後における社会教育の新たな主役として公民館が誕生したと述べられている。その際には多くの町村立図書館が公民館に転換したと述べている。その公民館は

民衆に迎えられ定着してきた図書館に対し民衆が望んでつくったものではなく、国の相当なテコ入れ がない限り維持は難しいと指摘している。上記については旧版でも『新版 図書館の発見(2006)』(34) においても記述されている内容であるが下記に関しては旧版のみに記載されている。

公民館では限られた内容のものを限られた時間でしか学習できないのに対し、図書館ではいつでも、 どこでも、誰でも、どんな高度なものまで住民の意志で学習できる機関であると述べている。また、 資料と結びつかない学習は短命であり、集会の場としても図書館に附置すればすむことであるとまで 述べている(35)。なお、1973 年は三多摩テーゼ(36)とも呼ばれる『新しい公民館像をめざして』におい て「公民館を図書館とともに、必要不可欠な二本の柱にしよう。」という項目が記述されており、公民 館関係者側からは、連携に関する意識があった(37)。

また、背景には1960年代後半から1970年代にかけて行われた東京都の中期計画に関しては図書館 を量的に増加させた政策が存在する。中期計画で図書館が登場したのは3年目からとなる(38)。この時 には図書館振興政策プロジェクトチーム(以下、チーム)が組まれている。チームが組まれたきっかけと なったのは、1969年11月に行われた当時東京都知事であった美濃部亮吉と市区立図書館長との懇談 会であった。これは日比谷図書館長であった杉捷夫によって成し遂げたものであり、美濃部はプロジ ェクトチーム設置を約束した(39)。チームに対しては図書館問題研究会(以下、図問研)も自分たちの政策 (案)を提出している(40)。これが可能であったのは、チームのメンバーに図問研の中心人物であった前 川恒雄や清水正三が所属していたことが大きいと考える(41)。計画では、区市町村立図書館の役割とし て読書の普及以外に集会活動が含まれている(42)。図問研の政策にも含まれていたもので、森崎震二は 東京には住民が自由に相談しあう場がほとんどないという問題から図書館にその機能が必要であり、 図書館の基本的機能として貸出と集会機能を設定したと述べている。一方で公民館側の人間は本当に 図書館にそうした機能を果たせうるのかという点で疑問視していた(43)。

このほか、国立市で公民館活動を実践していた徳永功は、公立図書館の資料提供に関する考え方に 対して批判をしている(44)。

また、公民館と図書館の連携に関する議論も存在する。文部省主任社会教育官であった中島俊教も 『図書館雑誌』で次のように述べている(45)。まず公民館と図書館の問題として公民館関係者の中には" 「公民館は社会教育の中心機関であってこれさえあれば他の施設など必要はない」"と主張しているも のがおり、図書館界においては"「図書館というものは、世界のどこに行っても通用する由緒もあり血 統も正しい立派な施設だが公民館などというものは、戦後のドサクサに紛れて成上った氏素姓も判ら ぬエタイの知れないしろもので、こんなのを育てる必要はない」"という主張が存在すると述べている。 中島はこうした主張に対して問題は公民館のエタイが知れないところにあるとして、誌上で公民館の 正体について解説している。中島は社会教育施設の盲点である、地域化、一般化、総合化の要求に応 えようと生まれたものが公民館であり、ここに公民館が広く受け入れられ、必要とされるに至った最 も有力な理由であるとしている。ゆえに公民館が地域における社会教育の中心であり、総合的社会教 育施設であると述べている。ただしそれは、専門施設の総合ではなく、地域住民の一般要求に応える 社会教育施設でもあると述べている。現在の公民館がそうした役割を果たす程度のものに育っていな い問題こそが公民館をエタイの知れないものと思わせる要因であると述べている。しかし、現状が果 たせていないからといってその本来の使命や性格まで否定することは間違いであるとも指摘している。 また、公民館は別に専門的な施設が必要とするものであり、そうした公民館に対し、図書館は地区の末端まで分館の設置や配本所を設けずに公民館およびその分館を利用すればよいとも述べている。中島は、図書館を社会教育活動の促進を目指して何でも屋になるような真似をせずに、図書館資料の整備と活用上の便宜を図るという、それ自体の仕事について公民館を手足として用いた方がむしろ図書館の精神を活かすことができるのではないかと指摘している。総合社会教育施設という考えよりは地域の実情に合わせた社会教育施設の機能分化を行わなければならないという考えをもっていた。

次に中島は、『月刊公民館』にて「昭和三十七年度の公民館行政とその課題」の中で、図書館等との連携の強化を挙げている(46)。中島は公民館で活用する資料に関しては、活動内容が豊かになるほど資料も多量に要求され、質的にも高度なものとなる。こうした要求を公民館だけで応えることのできる資料を保有することは不可能に近い。そのため、図書等を完備した図書館と連携をとり、図書の配布を受け職員の援助をうけることで、公民館は図書館なみの活動が可能となり、その機能を著しく充実させるに違いないと述べている。一方で現状としては"公民館の関係者の中には、その狭い殻に閉じこもっている人がなお少なくなく、公民館活動の推進力となる施設や機関の充実についてはなはだ関心が薄いので、今少しこうした点についての関心を喚起するよう努める必要がある"と述べており、連携がとられない要因として公民館側にも問題があることをここでも述べている。

中島は『社会教育』で社会教育施設全体に対しての提言もしている(47)。現状社会教育施設が施設・設備・資料も不十分であり経費や職員も不足しているため、市町村住民に対する満足なサービスもできず社会からあまり期待されないようになっている場合が多いと指摘している。社会教育施設が種々雑多な条件のもとで生活している人びとを対象とするものであり、その向上を助ける方法内容などは様々でありそれぞれに応じたサービスを行う必要がある。そのためには人的にも物的にも、よほど整備したものでない限り成果をあげることは難しいと述べている。図書館も同様であり、図書館は情報センターとして多量な資料を用意する必要があり、人びとの要請に答えうるだけの書籍の保存が必要であり、それらを果たさなければ公共図書館としての機能を果たすことができない。しかし、こうした条件を整備するには年最低数千万の経費がかかるので難しいと述べている。そのため現在、図書館が一般の利用が少なく生徒の受験勉強の場になっている最大の原因として図書館が図書館としての条件を具えていないということを指摘している。

現状において社会教育施設はそれぞれの施設の充実を図ると同時に、弱体を補うために相互に力をあわせる必要があると述べている。そのために中島は同種施設間の協力、異種社会教育施設との提携、社会教育施設以外の施設との提携を提案している。図書館と公民館についてみると異種社会教育施設との提携に当てはまるが、実際に中島の解説をみると、その内容は前述した『月刊公民館』のものと近い。

最後に中島は相互協力することで社会教育施設の活動の強化につながるにもかかわらず、日本において実際には進歩していない要因として次のように述べている。"自主性と経営観とサービス精神の不足に協力関係を妨げる最大の原因がある"としており、"もし、これに欠けるならば、かりに相互協力が実現しても形式化してしまうだけである"と述べている。そして社会教育施設の振興は、まずこのあたりに対する関係者すべての反省からはじまると指摘している。

中島のこうした図書館と公民館の連携に関してみると、提案自体はされていたが、少なくとも 1969

年の段階ではあまり機能していなかったことが分かる。また、中島は図書館と公民館の連携に関して はこうした誌上で述べるだけではなく、日本図書館協会公共図書館部会(48)や図書館大会(49)においても 同様の内容を発言している。中島は図書館、公民館両方に精通していたからこそ、こうした発言がで きたと考える。

また、中島のものも含め、1970年前後からより図書館と社会教育(公民館)との連携に言及する記事 が散見されるようになっている。1970年の「図書館と社会教育」と題した座談会では清水正三ら図書 館関係者も参加していた(50)。この中で、清水はこれまで図書館と社会教育は協力すべきだったのに出 来なかったことを反省した上で、その要因を次のように述べている。第一に図書館の体制が非常に貧 弱であったため、資料を利用してもらえるような状態ではなかった点を挙げている。ただし、この点 に関しては公共図書館の運動論が出来たことによって、社会教育と図書館との連携がでてくるのでは ないかとしている。その一方で社会教育側ももう少し積極的に図書館を利用するような姿勢を示して も良いのではないかと指摘している。また、社会教育関係者は、単に図書館の図書を借りるといった 資料を提供してもらうという関係だけであり、職員間の話し合いもないという状況に問題意識を持っ ていた。公民館は住民と接して住民を組織することがポイントであり、図書館も資料提供だけではい けなくて、住民を組織する面が弱い点を社会教育と提携して両方が力を入れる必要があると述べてい る。両者に一致していた見解としては図書館の機能として資料提供だけではいけないという点であり、 資料要求の拡大等もまた必要であるというものであった。この座談会においても連携の必要性につい て述べられていたが、ここにおける社会教育は集団学習を意識したものであった。1973年には「現代 における社会教育施設の性格と機能」と題して座談会を行っている(51)。国立科学博物館の事業部長で あった鶴田総一郎は、公民館、博物館、図書館の連携は密接不可分であり、連携というより一つの全 体として捉える必要があると述べている。これらが常に目指すところとして「人格の高揚」および「市 民性の向上」という点に集約できるのではないかとも述べている。対して清水は将来的にはそうした 総合的な視点でみる必要があるが、現状としては住民の必要な資料を提供する機関をつくっていかな ければならないと述べている。また、連携をとるためには図書館が一本立ちしなければならず、それ ぞれの施設が一定の力を持たないまま連携をはかっても共倒れになるのではないかとも述べている。 この考え方は前述した『月刊社会教育』上での議論と共通するものである。加えて図書館は現状図書 館同士のネットワークの構築など図書館の再組織化、再計画で精一杯としている。これは図書館とい うのは1館で成り立つものではなく、組織としてみる必要があるという考えのもとで論じている。ま た、住民の要求から図書館において集会機能が求められてきているという清水の発言に対して、公民 館側の立場で国立社会教育研究所の安原昇は次のように述べている。公民館が発達している地域では 図書館が少なく図書館が発達している地域では公民館に対する配慮がない。図書館に部屋が求められ ているというのは公民館が何かという情報を住民側が持っていないことに関連している。そのため図 書館と公民館は役割の区分を行う必要があるのではないかと述べている。公民館側の反省として、公 民館は図書室を持っており図書館の代替を果たしている場合がある。しかし、"本来は公民館の学習活 動に直結する一種の資料室なり研究室という機能を一時的に果たすべき"であり、図書館の代替機能を やるべきではないと指摘している。これは郷土資料室といった博物館の代替も同様であり、図書館や 博物館を矮小化しており、こうした公民館側の誤った認識は改める必要があると述べている。まとめ

として社会教育学者の小川利夫は今後も自由に実践的な意見交換や交流、理論交流をしていく必要が あると述べている。

1976年には『月刊社会教育』において「住民の学習にとっての図書館と公民館」という特集を組んでいる(52)。ここでは図書館側と公民館側の関係者が論じており、両者共住民の学習権の保障という観点から協力が必要であると述べている。特に公民館側は図書館の公民館に対する不信を取り除いていく必要があるともしている。また、利用者側の見解としてはそれぞれ社会教育関係者と住民とが話しあっていく場をつくっていくことが必要であるというものであった(53)。

以上のような図書館と社会教育(特に公民館)との連携等に関する議論は 1980 年代以降においても 断続的に記事としてとりあげられている $^{(54)}$ 。

7. 考察

戦後において図書館と社会教育をめぐる様々な議論や見解がなされてきた。こうした議論・見解の多くは先行研究で挙げられていたように、戦前からの影響というものが存在する。そして、「資料提供」を通して、社会教育とのある種の差別化を図っていたと思われる。他方で、平野のように組織的な活動である「読書運動」の必要性を論じた者もいたが、図書館の本質的機能を「資料提供(特に個人)」とする意見が主流であった。

また、公民館のような総合的な社会教育施設の設置や社会教育行政と図書館員との意見の相異は「附帯施設論争」にも通ずるものがある。

一方で、社会教育関連の雑誌が中心ではあるが、図書館と他社会教育との連携等に関する議論等は起きている。要因としては清水が述べていたように資料提供の成功による図書館側の発展が挙げられる。『中小レポート』以降の図書館の発展により、図書館が図書館だけでなく外にも視野が広がったとも言える。ただし、清水は70年代の段階では、図書館は資料提供の機関としての発展を優先する発言をしている。こうした発言は各施設の弱体を補うために協力すべきであると述べていた中島の考え方とは異なるものである。また清水は、図書館と社会教育との協力といった表現もしている。社会教育法と図書館法の関係からすると、この表現は正しいとは言えない。しかし、実際に清水はそのように表現していることから、図書館と社会教育を区別する意識があったと思われる。一方で、公民館側としても図書館の量的・質的な発展は見過ごすことができないものになっていた。

しかし、両者の関係に対する具体的な施策等は見受けられなかった。社会教育や公民館に対する不信は、図書館関係者には根強かった。また、公民館側の意見として自分たちのことが図書館や市民に理解されていない点を指摘していた。これは図書館が公民館に対して持っているイメージにも当てはまるだろう。定義が曖昧な社会教育(55)であるがゆえに相互理解が不足していたとも言える。

その点で議論等を繰り返し、少しずつ相互理解を深めようというような意見は現実的であったと言える。

全体を通してみた際に、手法の節でも述べた通り、これらの図書館と社会教育に関する主張の多くは図書館関係者のものであった。社会教育関係者や社会教育研究において図書館に対する関心よりも、公民館等に対する取り組み等に関心があったとことが窺える。実際に小川は、1977年に中部図書館学会(現中部図書館情報学会)が主催の公演で「社会教育と図書館の間」という題で次のように述べてい

る(56)。図書館について法的にみると社会教育の機関であるため、本来「社会教育と図書館の間」という題はおかしい。しかし現実的には図書館は必ずしも社会教育の機関となっていない。その理由の一つとして自らが社会教育の大家と呼ばれているものの自身は図書館においてほとんど無知であるとして、このことが社会教育と図書館の間の乖離を証明していると述べている。小川の発言から分かるように学問的にみても社会教育と図書館の間には距離があったと言える。

8. 課題と展望

今後は1980年代から現在まで続く議論等についてまとめていく。その後、社会教育政策等の視点も加えて、現在における社会教育としての公立図書館における意義や機能に関して考察していく予定である。

また、公立図書館と社会教育をめぐる議論に関しては社会教育の定義の曖昧さについても考える必要がある。何が公立図書館における社会教育なのかという点は、両者の関係を考える上では欠かせない問題でもある。この点については、社会教育の理念・思想や実践に公立図書館の実践等を年代ごとに詳細に照らし合わせていかなければならない。加えて、他の国の事例についても見ていく必要があると考える。

●注

(1)塩見昇. 学習社会における図書館: 図書館の教育機能. 教育学論集, 1991, 20, p. 5-15. http://ir.lib.osaka-kyoiku.ac.jp/dspace/andle/123456789/8379, (参照 2016-12-27).

- (2)山口源治郎. "社会教育と図書館法". 新図書館法と現代の図書館. 塩見昇, 山口源治郎編. 日本図書館協会, 2009, p. 21-52.
- (3) 国立教育研究所. "教化動員下の社会教育施設". 日本近代教育百年史 第八巻: 社会教育 2. 文唱堂, 1974, p. 151-242. 参照部分は、p. 151-166.
- (4) 新図書館令・公立図書館職員令其他. 図書館雑誌. 1933, 27(10), p. 284-288.
- (5)中田邦造. 図書館の拠って立つところ. 図書館雑誌. 1934, 28(1), p. 3-16.
- (6) 松尾友雄. 図書館令第一条第二項. 図書館雑誌. 1934, 28(2), p. 33-36.
- (7) 中田邦造. 図書館は図書館として発達せしめよ: 図書館令第一条の再吟味. 図書館雑誌. 1934, 28(4), p. 90-96.
- (8) 松尾友雄. 図書館の附帯事業に関する見解の対立. 図書館雑誌. 1934, 28(4), p. 97-104.
- (9)図書館社会教育に関する諸提案. 図書館雑誌. 1934, 28(5), p. 132-137. 図書館社会教育に関する諸提案(続). 図書館雑誌. 1934, 28(6), p. 160-164.
- (10) 中田邦造. 図書館社会教育の意義目的並に其範囲に属すべき事業の種類. 図書館雑誌. 1934, 28(8), p. 253-256.
- (11)図書館社会教育に関する第二次諸提案. 図書館雑誌. 1935, 29(3), p. 64-74.
- (12)図書館社会教育に関する第三次諸提案. 図書館雑誌. 1935, 29(7), p. 183-191.
- (13) 図書館社会教育調査報告. 図書館雑誌. 1937, 31(9), p. 279-292.
- (14) 福永義臣. "図書館社会教育:「附帯施設」をめぐって". 図書館社会教育の実践:中田邦造の 読書指導と自己教育論.中国書店, 2006, p. 68-78.
- (15) 佃一可. "図書館社会教育論の実体". 現代日本の図書館構想: 戦後改革とその展開. 今まど子, 高山正也編. 勉誠出版, 2013, p. 25-38. 引用部分は、p. 30-31.
- (16) 佐伯信男. "昭和 9 (1934) 年における中田・松尾論争の今日的意義". 生涯学習と図書館. 日本図書館協会, 1988, p. 206-221.

- (17)山口源治郎. 特集, 生涯教育と図書館. 社会教育と図書館. 図書館界. 1990, 42(3), p. 154-162.
- (18) 小林文人, 横山宏. "社会教育法の制定過程". 社会教育法成立過程資料集成. 昭和出版, 1981, p. 19-49.
- (19) 椎名六郎. 図書館法改正のための私見. 図書館雑誌. 1953. 47(3), p. 68-69.
- (20) 椎名六郎. 公共図書館の教育性と非教育性. 図書館界. 1958. 9(5), p. 8-13.
- (21)図書館法改正草案をめぐる一問一答.図書館雑誌.1960.54(1), p. 8-19.
- (22) 蒲池正夫. 図書館活動の問題点: 市民サービスの関連で. 都市問題. 1965, 56(2), p. 40-46.
- (23) 蒲池正夫. さまざまな社会の営みの中で図書館の果たすべき役割. 図書館雑誌. 1960, 54(12), p. 12-15.
- (24)高山智恵子. 特集, 読書運動: やまびこ読書会, 八年の歩み. 月刊社会教育. 1958, 2(10), p.6-10.
- (25) 佐藤千代吉. 社会教育の方法としての「読書型式」に関する問題. 社会教育. 1953, 8(12), p.11-19.
- (26) 平野勝重. 公共図書館の社会教育的機能. 図書館雑誌. 1969, 63(1), p. 7-9.
- (27)前川恒雄. 公共図書館の発展を. 図書館雑誌. 1969, 63(1), p. 10-13.
- (28) 平野勝重. 公共図書館の機能: 主婦たちの読書をめぐって. 図書館界. 1969, 20(1), p. 2-7.
- (29) 天満隆之輔. 『学習権』を成り立たせるもの: 図書館の実践理論形成のためのノート. 図書館評論. 1971, 10, p. 1-11. 参照部分は、p. 8-10.
- (30) 平野は1972 年朝日ジャーナル上で全5回にわたり、「図書館の現場から」という主題で連載を行った。詳細は以下の通り
 - 平野勝重. 図書館の現場から: 1 母親文庫が主婦を変えた. 朝日ジャーナル. 1972, 14(35), p. 46-49.
 - 平野勝重. 図書館の現場から: 2 新しい自覚の芽ばえ. 朝日ジャーナル. 1972, 14(36), p. 45-48.
 - 平野勝重. 図書館の現場から: 3 集団で思考し,創造する. 朝日ジャーナル. 1972, 14(37), p. 43-46.
 - 平野勝重. 図書館の現場から: 4 自己を検証する作業. 朝日ジャーナル. 1972, 14(38), p. 22-25.
 - 平野勝重. 図書館の現場から: 5 完 日常に根をおろす自己教育. 朝日ジャーナル. 1972, 14(39), p. 51-54.
- (31) 平野勝重. 読書会における図書館員の助言とは何か. 月刊社会教育. 1969, 13(9), p. 94-97.
- (32)前掲19
- (33) 石井敦, 前川恒雄. "歪められた図書館像". 図書館の発見: 市民の新しい権利. 日本放送出版協会, 1973, p. 161-211. 参照部分は、p. 197-201.
- (34) 石井敦, 前川恒雄. "図書館の歩み". 図書館の発見, 新版, 日本放送出版協会, 2006, p. 113-193.
- (35)前掲 p. 197-201. (36) 三多摩テーゼは『新しい公民館像をめざして(1973)』がでた翌年度に「公民館職員のあり方についての提言」(第二部)を追加して一つにまとめられた。そのため三多摩テーゼ自体が成立したのは1974年とみることもできる。
- (37) 東京都公民館資料作成委員会. 新しい公民館像をめざして. 東京都教育庁社会教育部振興課, 1973, 21p. 参照部分は、p. 20-21.
- (38) 宮崎俊作ほか. (座談会)市民参加の社会教育計画を! 東京都中期計画における図書館整備計画を検討する. 月刊社会教育. 1971, 15(6), p. 72-79. 参照部分は、p. 72.
- (39) 石山洋. "東京都図書館振興政策のなかの杉捷夫". 源流から辿る近代図書館: 日本図書館史話. 日外アソシエーツ, 2015, p. 145-147.
- (40)前掲38 p. 73-75.
- (41)前掲39
 - 図書館関係者は東京都立八王子図書館館長北御門憲一、東京都立日比谷図書館副館長常田正治、庶務課長佐藤政孝、そして中央区京橋図書館館長清水正三、日野市立図書館館長前川恒雄であった。

- (42) 東京都教育庁社会教育部計画課. 特集・スタートする図書館振興対策プロジェクトチームのレポートと都の実施計画. 東京の社会教育. 1970, 18(3), p. 1-8.
- (43)前掲 38 p. 75.
- (44)徳永功. 図書館の専門的役割とは(図書館にひとこと). 月刊社会教育. 21(10), p. 51., 1977.
- (45)中島俊教. 図書館と公民館のあいだから. 図書館雑誌. 1960, 54(10), p. 392-393.
- (46) 中島俊教. 三十七年度の公民館行政とその課題. 月刊公民館. 1962, 60, p. 4-5.
- (47) 中島俊教. 社会教育施設相互の協力(社会教育施設への提言). 社会教育. 1969, 24(10), p. 16-18.
- (48) 日本図書館協会公共図書館部会の昭和 41 年度第 2 回部会幹事会議事録より。この幹事会の「41 年度事業計画実施の進め方について」で図書館を通じて公民館に図書が流れるようにしてはどうかと提案している。これは、図書館の図書費増大が必要であり、図書館だけではなく公民館に対しても図書費増大を要求すると、どっちつかずになるためというのも大きかったようである。また、中島はそのために、"公民館の図書を援助するより、公民館が共同してでも図書館を作り、図書館の援助を受けるように行政指導をしている"とも述べている。
- (49)昭和 42 年度全国図書館大会 記録 石川. 図書館雑誌. 61(12), p. 600.
- (50) 萩原祥三ほか. (座談会) 図書館と社会教育. 月刊社会教育. 1970, 14(9), p. 52-60.
- (51)小川利夫ほか. (座談会)現代における社会教育施設の性格と機能. 1973, 28(6), p. 6-24.
- (52) 伊藤峻. 特集,住民の学習にとっての図書館と公民館: 図書館と公民館 そのかかわりを想う: 図書館の立場から. 月刊社会教育. 1976, 20(9), p. 20-24. 進藤文夫. 特集,住民の学習にとっての図書館と公民館: 公民館と図書館 そのかかわりを想う: 公民館的感覚から. 月刊社会教育. 1976, 20(9), p. 26-31.
- (53) 千田茂光. 特集,住民の学習にとっての図書館と公民館:自立する集団は開かれた施設を求める:北上市の地域文化運動と地域文化施設.月刊社会教育.1976,20(9),p.32-39. 丹羽洋子. 特集,住民の学習にとっての図書館と公民館:学習の深まりのなかでそれぞれの役割を求めて.月刊社会教育.1976,20(9),p.42-43.
- (54) 例として以下のものを挙げる。

特集, 図書館・博物館と公民館. 月刊公民館. 1980, 282, p.5-21.

小川剛,西郷優,西ケ谷悟. 特集, 公民館と関連施設の連携. 鼎談 地域における関連施設等との連携による公民館事業の開発. 社会教育. 1983, 38(12), p.6-18.

鈴木四郎. 公民館・図書館・博物館: 住民の学習を公的に保障する施設, 社会教育, 1984, 39(5), p.11-16.

高橋徳太郎. 生涯学習と図書館. 社会教育. 1988, 42(11), p.3.

- (55) 社会教育の定義はその時代や研究者によって異なる。公的な社会教育のみを社会教育とする定義もあれば、より広義な範囲で社会教育を定義するものもある。例えば島田修一は、社会教育を"成人の自己教育活動を組織するいとなみ"と定義している。ここにおける自己教育活動については"社会的に自立した個人が、現実生活のなかで自己の教育要求を自覚し、学習活動をとおしてそれをいっそう努力するとすれば、それは、自分自身の教育の主人公にみずからを育てあげていくいとなみ"としている(出典:島田修一,藤岡貞彦."第1章 社会教育の概念と歴史".社会教育概論.青木書店,1982, p.2-72.参照部分は、p.2-6.)。
- (56) 小川利夫. 講演 社会教育と図書館の間. 中部図書館学会学会誌. 1977, 19(1), p. 1-17. 参照部分は、p. 1.

● 英文タイトル

Study on arguments and views for "adult and community education" in public libraries: focusing on 1950-1970s

● 英文要約

[Introduction] Intermittent arguments and views of adult and community education toward public libraries continued after the Library Law and Social Education Law has found respectively in postwar. On the other hand, few researches which only from the viewpoint of library has conducted.

[Purpose] This paper focuses on arguments and views for adult and community education in public libraries from constitution of the Library Law (1950) to 1970s (before the introduction of lifelong learning concepts), through literature survey to analyze and discuss about specific issues and factors.

[Methods] This paper adopts literature searching that targets at library's and adult and community education's journals at relevant ages. The number of targeted journal's articles are 94. Besides paper researches of relevant books and papers has conducted.

[Results] Arguments and views are narrowed down to following points.

- (1) concepts of adult and community education or education per se
- (2) organizational education or learning
- (3) social education administration and community center

kevword

adult and community education (social education) public library library history community center